

会長時評

台風被害の大島にお見舞いを 三宅でも18人避難



家主が放置、三池の危険建造物(10月19日撮影)

人工透析来春から 個人用4機を設置



来春の開設を待つ工事中の診療所

9月18日三宅村定例村議会は、人口透析装置機器購入金額1千963万5千円を承認。11月末に工事を終了、今年度開設を予定。個人用透析装置4機設置、4人を受け入れ。月・水・金で診療する。村調べでは、希望者は8人おり内3人は在京者、帰島

を希望しているが症状を見て決めたいとしている。また8月より臨床工学技士は採用しており、現在看護師2人を募集している。ネット・アンケート18年、19年1月の村等に対する要望書提出以降、千名以上の請願署名等の努力で実現した。

16日、伊豆大島を台風26号が襲い大きな被害を出した。高濃度地区の規制が解除され、島民から喜びの声が聞かれる三宅島でも18人が避難した。被害を受けた大島にふるさとネットも義援金をお贈りした。

26号台風で被災された大島町の皆さまにお見舞い申し上げます。三宅村総務課防災担当によると26号台風は、人的、家屋被害はなく倒木2ヶ所、海岸・雄山の通行止め3ヶ所程度。防災放送で16日正午から数回

にわたり避難と注意を呼びかけ避難所には、伊豆地区15

人、阿古1人、坪田2人が避難したが、砂防ダムの役割をあらためて認識した。18日東京都が「伊豆大島台風26号災害東京都義援金」の口座を開いた。金融機関 みずほ銀行 東京都出張所店番号 7777口座番号(普) 1057939 口座名 伊豆大島等台風26号災害東京都義援金 大島町でも義援金受付

を準備中(19日現在)。ふるさとネットは21日都義援金に応じた。規制解除に喜びの声 7月1日、三池・沖ヶ平地区(高濃度地区)を準居住地区に緩和。解除後の条件は、高集中度受性者及び19歳未満者は居住禁止、小型脱硫装置設置、ガスマスクの常時携帯緩和。他に同地区の被災建築物等の解体撤去期限も

12月2日(見積もり)。国・都・村義援金も平成26年度で打ち切りなど。規制解除により開店した空港前そば処「彦七」店主渡辺孝男さんは「やっとか!良かった」と語っている。サンライズの寺澤晴男さんも来春開店を準備中。危険な建築物や家族全部で住めない等課題もあるが噴火13年目ようやく再生への第一歩を踏み出した。

三宅島新報

発行所：三宅島ふるさと
再生ネットワーク

〒100-1101

東京都三宅島三宅村神着 320-2

Tel. 090-4922-0798

発行人：会長 佐藤就之

事務局便り

○世話人会のお知らせ
日時：11月30日(土)

18:30～

場所：喫茶ルノアール
(巣鴨駅前店)

○三宅島支援者の集い
日時：12月14日(土)

18:30～

場所：ビストロおきみくら

会費：5000円

参加してください。

○ご寄付のお願い

郵便振替口座

口座番号：00120-3-545036

口座名称：三宅島ふるさと

再生ネットワーク

【三宅島ふるさとネット事務局】

郵便番号：173-0005

住所：板橋区仲宿 25-6

電話：03(3963)5678

FAX：03(3963)5697

担当：加藤

公開シンポ 応用心理学会第80回大会で

三宅島の教訓を福島へ

三宅島の教訓を、東日本大震災で大きな被害を受けた福島に生かすためのワークショップが、9月14日に日本体育大学で行われた。このワークショップでは、以前島で島民のストレス度調査を行った玉川大学の森先生が、島の避難生活を福島の支援に生かすことの重要性を話したほか、佐藤就之会長は災害から13年で見えてきた問題点と課題について発表をした。



日本体育大学で開催されたワークショップ

9月14日(土)、日本体育大学で「三宅島から福島へエール―2000年三宅島雄山噴火の教訓を活かして―」と題したワークショップが開かれ、約100人が参加した。このワークショップは、今年1月に大森哲至先生(以前新報にて紹介)と共に島でストレス度調査を行った藤森立男先生(横浜国立大学大学院教授)と精神科医の石垣琢磨先生が企画を立て、実現したもの。福島県と三宅島で、それぞれの災害において共通の経験をした人々が情報を共有し今後につなげていくことが

狙いだ。

大森先生は冒頭で、「三宅島の災害は05年避難指示解除をもって収束したと思われるが、まだ避難生活は続いており、完全に収束したとは言えない。福島県でも、現在避難生活を余儀なくされており、住民からは避難生活が続くことへの不安の声も聞かれている」と話した上で、「三宅島での経験を、福島県での今後の被災者支援に生かすことの大切さについて確認し合いたい」と続けた。

佐藤会長が当時の状況を

ワークショップでは、元三宅高校校長の松尾駿一さん、ふるさとネット佐藤就之会長、そして福島県からの避難を受けて特定非営利活動法人「とおか子ども未来ネットワーク」を立ち上げた市村高志さんにより、災害当時の避難状況や支援の課題について語られた。はじめに、松尾さんは震災当時の子どもたちの避難生活に焦点を当てた状況について報告。避難は、噴火直後の島内と秋川避難所に分けられる。島内での避難生活は、地震、噴火、泥流の連続で、「最悪のシナリオを想定しておかなくてはならない」ということを痛感したそう。

切実な帰れない現状

最後に、市村さんが、東日本大震災の当時の避難生活について話した。市村さんは、福島県双葉郡富岡町で被災。震度6強、津波は県内最大の21mにもなり、約20人の方が亡くなった。町民1万6千人300世帯が県外に散り、離散した家庭もあるという。また、情報量が少なく、当初は「すぐ帰れるだろう」と考えていたが、テレビで被害の状況を見るうちに少しずつ「帰れない」と感じ始め、3号機の爆発で「もう帰れない」と確信したそう。

現在は都内で避難生活を送りながら、子どもを持つ30から40歳の親たちで構成される「とおか子ども未来ネットワーク」の理事として、震災で子どもたちが抱える問題を把握し解決していく活動に取り組んでいる。

弁護士 安藤 建治氏

被災者支援 常に検証を

三宅島植林緑化プロジェクトにも参加し各被災地で活躍する安藤弁護士
(右から一人目、6月2日佐藤会長宅前で)

平成10年に公布された「被災者生活再建支援法」に関する意見を弁護士の安藤建治先生に寄稿していただいた。現時点で被災者は、300万円まで支給金を受け取れるが、生活の再建のためにはこの金額では不十分で、先生は、常に支援の体制を検証する必要があることを主張した。

プロフィール

日本弁護士連合会

災害復興支援委員会

副委員長

日本弁護士連合会

東日本大震災・原発

事故等対策本部委員

東京弁護士会

東日本大震災復興旧復

興本部委員

災害復興まちづくり支援機構

事務局長

平成10年5月15日に成立し、同年22日に公布された「被災者生活再建支援法」は、阪神淡路大震災によって甚大な被害を受け生活基盤を失った被災者に対する公的補償の必要性が強く認識されたことを契機として、従来自然災害からの回復は自助努力によるものが原則であり、私有財産への公的補償は認めないとする根強い反対論を突き崩し、新たに

被災者の生活再建を支援することを目的として、公的補償としての金銭の支給を認めた画期的な法律でした。
当初に比べ利用しやすく
しかし、制定当初の支給額は最大100万円でしたし、住宅再建を目的とした制度ではなかったため、被災者の生活再建、被災地の復興の見地からは不十分なものでした。そのため、批判を受けて同法はその後2度に亘り改正されることになりました。
平成16年改正では支援金が最大300万円まで増額され、生活再建支援金100万円に加え居住関係経費についても様々な条件が設定されているものの、200万円まで

支給されることとなりました。さらに平成19年の改正では、同法の目的が「被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。」と改正され、その他収入要件、年齢要件など様々な支給要件が撤廃されるとともに、使途を限定しない（実費として支出した額のみ認め後に精算を必要とした従来の実費積上方式を廃止し）定額支給方式に改められるなど同法制定当初から見れば利用し易い制度となりました。
でも300万円では…
しかしながら、災害の規模、特質、避難生活のあり方によつては最大300万円の支援金のみでは同法が目的として定める「住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資すること」には不十分

ています。離島という地理的条件にある三宅島の場合、4年5か月という長期間の避難指示に基づく避難生活と避難指示解除後も速やかな帰島が困難な事情も相まって、現行法の支援金の範囲では避難島民の生活の安定は十分図られていないと言えらるようなものではありません。住民の生活の安定があつて初めて帰島後の島の復興が可能となるのですから、支援金の増額など支援のあり方は抜本的に再検討されるべきものと考えられます。
自然災害は多様であり、また被災の程度、避難生活の期間の長短など被災者の支援の必要性も災害により様々でありません。被災者生活再建支援法の目的である被災者支援のあり方について、人間の復興の原点に立ち帰って、いかなる被災者にいかなる支援が必要か、制度や補償内容の改善を常に検証していくことが必要な時期にきていると思われま

青空フェスタ 12回目の出店

新商品 島のりなども販売



列ができるほどの賑わいを見せた店



揚げたてが味わえる明日葉の天ぷら

神楽坂で10月6日に行われた青空フェスタで、ふるさとネットが三宅島物産店を開いた。ネットの出店は12回目。当日は心配されていた雨も降らず、各商店の売り出しや実演販売を目当てに訪れた人に、勢力的に三宅島PRを行った。なお、売上金の一部を、三宅島社会福祉協議会に寄付いたしました。

「第60回青空フェスタ」は、10月6日12時から18時まで、東京都新宿区的神楽坂商店街で開催された。雨も心配されたが、当日は傘をさすことはなく、近隣に住む人のほか、遠方から足を運んで来た多くの人で、神楽坂の商

店街は賑わった。ふるさとネットは、島の様子や島の味を知ってもらうこと、また、売り上げで新報配布に必要な費用にすることを目的にこの青空フェスタで物産販売を行っている。初出店以来12回、多くの支援者の協力で、販売計画から当日の運営までを実施。また、明日葉や里芋などの品物は、光安千久子副会長と佐藤就之会長の努力が支えとなっている。今では多くのお客様が店を訪れてくれる

ようになつており、品物を買う際に、島に関する様々な話をしてくれるケースも少なくない。また物品の販売だけでなく、前回に続いて支援者の協力でブルーインアートの実演も行われ、風船と引き換えに多くの人が募金をしてくれた。

嬉しい「楽しみ」の声

今回の物産店では、島名物のくさや、里芋などの野菜、人気の手作りの赤飯や山菜おこわ、揚げたての明日葉の天ぷらなど、島の定番品に加え、新たな品も加えられた。この加工食品の販売も実施された。

ご寄付者名

荻野和子様、遠山定雄様、光安千久子様、高橋民夫様、笹井美奈子様、浅井美子様、芳賀雅美様、小林舞様、糸井真由美様、井上綾様、湯澤実咲様

(8月15日～10月17日まで)

ありがとうございました。
心より感謝申し上げます。

編集後記

今回の青空市の物産店には、夏に三宅島へ一緒に行った友人が客として来てくれました。

お世話になったふるさとネット会長や副会長にお礼を言うとともに、島で食べた明日葉やにがたけを気に入ったので買いに来てくれました。このような人が増えるように今後も協力していきたいと思っています。

(DTPA一同)